

加古川市公務災害補償等認定委員会傍聴要領

令和3年6月25日

委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市公務災害補償等認定委員会規則（昭和43年加古川市規則第19号。以下「規則」という。）第8条に基づき、加古川市公務災害補償等認定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、委員長が会議場の収容人員等を考慮して定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、職員に申し出なければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴のために立ち入ることができない者)

第5条 次に掲げる者は、傍聴のために立ち入ることができない。

- (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり又は垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。

(3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場するものとする。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。